

船用材料・機器等の承認及び認定要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領

2014 年 第 1 回 一部改正

2014 年 2 月 26 日 達 第 9 号

2013 年 7 月 29 日 技術委員会 審議

2014 年 2 月 26 日 達 第 9 号

船用材料・機器等の承認及び認定要領の一部を改正する達

「船用材料・機器等の承認及び認定要領」の一部を次のように改正する。

改正その 1

第 1 編 金属材料

1 章 圧延鋼材の製造方法の承認

1.2 承認申込

1.2.2 提出資料

-1.(2)を次のように改める。

-1. 次の(1)及び(2)に掲げる資料各 3 部を、1.2.1 に規定する承認申込書と一緒に提出する。

(1) 承認試験方案

(2) 各種技術資料

(a)から(j)は省略)

(k) 鋼船規則 K 編 3.13 に規定する貨物油タンク用耐食鋼材の製造方法の承認の場合の追加資料

(i) 貨物油タンク用耐食性試験に関する試験方案（検査員が試験に立会する時期を含む）

(ii) 試験装置及び試験環境の詳細

(iii) 耐食性を確保するために添加する元素の化学成分範囲の出荷前検査における判定基準に関する技術資料

(iv) 上記(iii)の化学成分範囲の背景に関する技術資料

(v) 貨物油タンク用耐食鋼材の材料記号，銘柄及び最大板厚

(vi) 適用する溶接材料~~の~~（銘柄及び本会の認定品証明書番号）及びその溶接方法

(l)及び(m)は省略)

表 1.1-3.を次のように改める。

表 1.1-3. 承認試験の方法と判定基準

承認試験項目		供試材 の採取 位置 ⁽¹⁾⁽²⁾	試験片 の長さ 方向 ⁽³⁾	試験の方法		判定基準
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)		(省略)
非破壊 試験	超音波探傷試験又は 渦流探傷試験	全面	-	ステンレス ラッド鋼板	JIS G 0601 又はこれと同等 の方法とする。	JIS G 0601 の F 級の 規定に合格のこと。
				板厚方向特性 を考慮した鋼 材	鋼船規則 K 編 3 章の規定に よる。	鋼船規則 K 編 3 章の 規定による。
				チェーン用丸 鋼	JIS G 0801 及び JIS G 0202 又はこれと同等の方法と する。	有害と認められる 欠陥等があつては ならない。
貨物油タンク用耐食性試験 ⁽²⁰⁾⁽²¹⁾		頂部	-	附属書 1.1 の規定による。		附属書 1.1 の規定に よる。

(備考)

(1) 普通造塊法による場合、頂部は 1.4.2-1.(2)に規定する鋼材の長さ方向における鋼塊頂部側の端部を示し、底部はもう一方の端部を示す。連続鑄造法による場合は、1.4.2-1.(2)に規定する鋼材の長さ方向における両端部のうち、任意の端部を示す。

(省略)

(20) 貨物油タンク用耐食性試験の試験片の化学成分は、耐食性を確保するために添加する元素の化学成分範囲（上限，下限）の妥当性を確認できるよう、1.2.2 に規定される資料に基づき設定すること。

(21) 貨物油タンク用耐食性試験については、附属書 1.1 に加えて IACS 統一解釈 SC258 (以後の改正を含む)にもよること。

1.5 承認

1.5.1 承認の通知及び公示

-2.(4)を次のように改める。

-2. -1.に関わらず、鋼船規則 K 編 3.13 に規定する貨物油タンク用耐食鋼材にあつては、1.2 から 1.4 の規定に基づき提出された資料及び検査員の報告により、適当と認めた貨物油タンク用耐食鋼材に対して製造方法の承認を行う。この場合、製造所名、貨物油タンク用耐食鋼材の種類、承認の有効期限等を記した「認定品証明書」を発行し、少なくとも次に掲げる事項について、「認定品要目書」に記載する。

- (1) 銘柄及び認定番号
- (2) 化学成分範囲（耐食性を確保するために添加する元素）及び耐食性向上プロセス
- (3) 最大厚さ
- (4) 適用可能な溶接材料（銘柄及び本会の認定品証明書番号）及びその溶接方法
- (5) 適用可能範囲

第 8 編 電気機器及びケーブルの形式試験

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 を次のように改める。

1.1.3 対象品目

形式試験品として取扱う品目は、原則として次に掲げるものとする。

- (1) ヒューズ
~~周波数 50Hz 又は 60Hz の交流 500V 又は直流 250V 以下の電路の保護に用いる筒形~~
ヒューズ（再用及び非再用）及びプラグヒューズ
- (2) 遮断器
~~周波数 50Hz 又は 60Hz の交流 500V（定格使用電圧）以下又は直流 500V 以下の電~~
~~路に用いる~~低圧遮断器，気中遮断器及び配線用遮断器（ヒューズ付配線用遮断器及
び誘導電動機の保護を兼ねた配線用遮断器を含む。以下，特に明記しない限り「配
線用遮断器」という。）
- (3) 電磁接触器
~~周波数 50Hz 又は 60Hz の交流 500V（定格使用電圧）以下又は直流 500V 以下の電~~
~~路に接続され，~~電動機及びそのほかの負荷に用いられる電磁接触器
- (4) 防爆形電気機器
船内で空気中に引火，爆発のおそれのあるガス又は蒸気（以下，「爆発性ガス」と
いう。）が存在する場所又は集積する可能性のある場所に使用する耐圧防爆構造，
本質安全防爆構造，安全増防爆構造及び内圧防爆構造（密封式に限る。）の電気機
器
- (5) ケーブル
次の分類に属するケーブル
 - (a) 動力，照明及び船内通信装置の給電及び配電回路，制御回路等に使用されるケ
ーブル
 - (b) 動力装置の給電及び配電回路に使用されるキャブタイヤケーブル
 - (c) 150V 電子機器用多心ビニル絶縁ケーブル

附 則（改正その 1）

1. この達は、2014 年 2 月 26 日から施行する。

第4編 船体用非金属材料及び塗料

6章として次の1章を加える。

6章 隔壁及び甲板に使用される材料の空気音遮断性能の認定

6.1 一般

6.1.1 適用

本章の規定は、鋼船規則検査要領 B 編附属書 B2.3.1-1.(11)中、5.2 の規定に基づき、隔壁及び甲板に使用される材料の空気音遮断性能の認定に関する試験及び検査等に適用する。

6.2 認定申込手続き

6.2.1 認定申込

認定を希望する製造者は、認定申込書（書式例 4-12）1 通に 6.2.3 に掲げる各種資料 3 部を添えて本会（本部）に提出する。

6.2.2 認定申込者

認定申込者は、材料の製造者とするが、材料の品質を保証する最終責任者であり、試験を行う能力があれば、申込者は必ずしも製造者である必要はない。

6.2.3 認定申込書添付資料

認定申込書に添付する資料は、次に掲げる事項を記載したものとする。

- (1) 会社（認定申込者及び製造者）の経歴
- (2) 工場設備の概要
- (3) 適用のある場合、会社（認定申込者及び製造者）の品質管理システムに関する資料（承認証書又は認定書の写し）
- (4) 構成材料
- (5) 製品の仕様（構造詳細図及び標準取付工作図を含む。）
- (6) 空気音遮断性能試験の試験方案（試験場所及び試験方法等を記載）
- (7) 使用実績
- (8) 表示の方法（ラベル及び記号等）
- (9) その他本会が必要と認める事項

6.2.4 添付資料の省略

-1. 構成材料等で製造者の機密に属する事項は、その旨を記載の上、資料の提出を省略することができる。ただし、本会が必要と認める場合は、その資料の提出を要求する。

-2. 会社の経歴、工場設備の概要等で、他の材料の認定時に提出された資料と内容の変わらないものは、資料の提出を省略することができる。ただし、本会が必要と認める場合

は、その資料の提出を要求する。

-3. 添付資料の省略を希望する場合は、その理由を明記した省略願いを提出すること。

6.3 認定基準調査

6.3.1 認定基準調査

-1. 書類審査が完了した後に認定基準調査を行う。

-2. 認定基準調査は、製造者が認定申込みの材料を継続して均一な品質で製造し得る能力（設備、人員、技術等）があるか否かについて審査することを目的とする。

-3. 過去において本会の認定を受けた材料と同じ設備で、同様に認められる方法で製造する場合であって、本会が認定基準調査の必要がないと認める場合は、認定基準調査を省略することがある。認定基準調査の省略を希望する場合は、その理由を明記した省略願いを認定申込書に添えて提出すること。

6.3.2 認定基準調査の省略

本会が認定基準調査の必要がないと認めた場合には、書類審査のみとし、認定基準調査を省略することができる。

6.4 認定試験

6.4.1 一般

-1. 書類審査で合格と認められた場合、6.4.2 に基づく認定試験を本会検査員立会のもとに行う。

-2. 試験所において ISO 10140-2:2010 に従った試験を行い、その試験成績書 2 通を本会に提出する。

6.4.2 評価基準

評価基準については、ISO 717-1:1996 as amended (1:2006), Part 1 による。

6.5 認定の通知

6.5.1 認定の通知

提出された書類の審査、6.3 による認定基準調査及び 6.4 による認定試験の結果により、材料の空気音遮断性能認定書を発行する。

6.5.2 認定書の有効期間

認定書の有効期間は 5 年間とする。

6.6 表示

製造者又は認定申込者は、認定品として出荷する材料に対し、本会の認定材料である旨の表示をする必要がある。

6.7 定期調査

6.7.1 定期調査の申込

- 1. 定期調査は、材料の空気音遮断性能認定書の有効期間が満了する日までに行う。
- 2. 定期調査の申込には、本会書式例 4-13 を用い、本会認定番号、認定日付及び製造法、品質管理の方法等の変更の有無を記載した資料を添付する。

6.7.2 定期調査における試験

定期調査においては、書類審査、6.3 に定める認定基準調査及び 6.4 に定める認定試験を行う。ただし、本会がその必要がないと認める場合は、認定基準調査及び認定試験をそれぞれ省略することがある。

6.7.3 定期調査後の認定通知

定期調査において、本会が良好と認めた場合、本会は 6.5 により材料の空気音遮断性能認定書を発行する。

6.7.4 更新の通知

- 1. 6.7.2 の結果より認定の更新を認めた場合、本会は、定期調査の完了日から起算して 5 年の有効期間の材料の空気音遮断性能認定書を発行する。
- 2. 定期調査が材料の空気音遮断性能認定書の有効期間が満了する日の 3 ヶ月前から当該有効期間が満了する日までのいずれかの日に完了する場合、新たに発行される材料の空気音遮断性能認定書の有効期間は、旧認定書の有効期間が満了する日の翌日から起算して 5 年とする。

6.8 確認試験

6.8.1 確認試験

定期調査以外の時期に、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、確認試験を行う。

- (1) 認定材料の使用実績から、製品の品質に疑義が生じたとき
- (2) 構成材料、製造方法及び使用方法等の変更により、本会が試験の必要性を認めたとき
- (3) その他本会が必要と認めたとき

6.9 認定の取消し

6.9.1 認定の取消し

次に掲げるもののいずれかに該当する場合、認定を取消すことがある。

- (1) 定期調査又は確認試験で不合格となった場合
- (2) 特別の事由がなく、定期調査又は確認試験の申込みがなかった場合
- (3) 申込者から認定取下げの申し出があった場合
- (4) 故意又は品質管理の不徹底により、認定時の条件に製品の品質の変更を生じるおそれのある変更が加えられた場合
- (5) 故意又は過失により、製品の内容と表示の内容に相違が発見された場合

(6) 試験に関する料金及び経費を支払わない場合

(7) その他本会が承認の更新を不相当と認める事態が発生した場合

書式例 4-12

空気音遮断性能認定申込書

年 月 日

日 本 海 事 協 会 御 中

申込者*1 (社印)

住 所〒

下記の材料について、空気音遮断性能の認定を受けたく、下記資料を添付して申込みます。

記

種 類*1	
製 品 の 形 式 名*1	
製造所の所在地及び名称*1	
認 定 試 験 希 望 日 時	

添付：

担当者：連絡先 (TEL) *2

(E-mail)

注) (*1) 英文証明書を希望する場合は、英文併記のこと。

(*2) 所属部所名、内線番号も記入のこと。

書式例 4-13

空気音遮断性能定期調査申込書

年 月 日

日 本 海 事 協 会 御 中

申込者*1 (社印)

住 所〒

下記の材料について、空気音遮断性能の定期調査を受けたく、下記資料を添付して申込みます。

記

種 類*1	
製 品 の 形 式 名*1	
製造所の所在地及び名称*1	
認 定 を 受 け た 年 月 日	
認 定 書 番 号	
定 期 調 査 希 望 日 時	

添付：

担当者：連絡先 (TEL) *2

(E-mail)

注) (*1) 英文証明書を希望する場合は、英文併記のこと。

(*2) 所属部所名、内線番号も記入のこと。

附 則（改正その 2）

1. この達は、2014 年 7 月 1 日から施行する。